

<詳細 2 >

●農業相続人の要件

被相続人の相続人で、次のいずれかに該当する人であること。

1、 相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人

2、 農地等の生前一括贈与の特例の適用を受けた受贈者で、特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるためその推定相続人の1人に対し、農地等について使用貸借による権利を設定して、農業経営を移譲し、税務署長に届出をした人
※贈与者の死亡の日後も引き続いてその推定相続人が農業経営を行うものに限ります。

3、 農地等の生前一括贈与の特例の適用を受けた受贈者で、営農困難時貸付けをし、税務署長に届出をした人

※贈与者の死亡後も引き続いて賃借権等の設定による貸付けを行うものに限ります。

4、 相続税の申告期限までに特定貸付け等を行った人（農地等の生前一括贈与の特例の適用を受けた受贈者である場合には、相続税の申告期限において特定貸付け等を行っている人）